

いつもお世話になります。

8月に小学生のための簿記講座を開催しました。皆様がいい企画だねとってもらえました。嬉しい言葉と同時に継続することの大切さを感じ、また、授業内容を更に発展させる必要があると思いました。開催することで感じた課題を所員で反省し、来年も開催したいと思います。さて、9月に入りました。残暑きびしいですが、体調管理に気を付けてください。



今を生きる 先人の言葉

事物の中で
最悪なのは
決断でき
ないことで
ある

ナポレオン・ボナパルト

挨拶は心を映す鏡です！

「挨拶は人と人をつなぐ金の鎖」といわれるように
常日頃から欠かせないものです。
また、心を込めた挨拶は相手に気持ちが伝わり、
コミュニケーションが円滑になります。

- ◎ 「はい」という素直な心
- ◎ 「すみません」という反省の心
- ◎ 「おかげさまで」という謙虚な心
- ◎ 「させていただきます」
という奉仕の心
- ◎ 「ありがとうございます」
という感謝の心

(元気手帳より引用)

今月のいろいろ「掲示板」

【第一回小学生向け簿記講座を開講しました】

8月10日に小学生のための簿記講座を瑞穂市総合センターにて開講しました。少し難しい内容でしたが、みんな真剣に受講してくれました。生まれて初めて簿記に触れる受講者も多く、簿記を知るきっかけになり、興味を持ってくれたらと思います。第一回という事で不慣れな点も多くバタバタしてしまいましたが、私たちも多くのことを学ぶことができました。



知っとこ！「税務のママ知識」

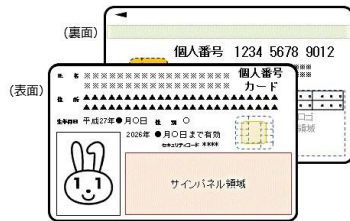
～マイナンバー（個人番号）制度について～

平成 27 年 10 月よりマイナンバー制度が始まります。テレビ CM でも流れているので聞いたことはある方、なんだか経営者には関係があるみたいだと思われている方がいると思います。

今回はマイナンバー制度の概要を紹介します。

そもそもマイナンバーは国民一人に一つ与えられる 12 桁の番号です。

平成 27 年 10 月から住民票を置くすべての人に、この個人番号が通知されます。



そこで注意したいのが、住民票と異なる場所に住んでいる方は通知が届かない可能性があるため、家族を含めて（扶養等で必要な場合があります）お住まいのところに住民票を移すようにしてください。

マイナンバーの利用範囲は「社会保障」「税」「災害対策」に関する事務に限定されています。なので、年末調整や年金等の手続きに従業員のマイナンバーが必要になります。

従業員の方たちにも、事前をお願いすることが必要になります。

マイナンバー制度で一番大切なことは漏えいをしない事です。マイナンバーとすでに流出している情報と合致して個人を特定できるほどの質の高い情報になってしまいます。その情報がオレオレ詐欺等の犯罪につながってしまいます。

マイナンバー制度は本当に個人情報の塊のようなもので、事業者の方に大きな責任がかかります。TKC のソフトの中にはマイナンバーの情報対策がなされたものがありますので、訪問時等にご説明させていただきます。

（引用：戦略経営者 8 月号、マイナンバー制度の基礎知識）

事務所あれこれ日記

かき氷を食べました!!
事務所の近くにあるかき氷屋さんに行きました。
なんと!! これでハーフサイズです。とてもふわふわして
おいしかったです。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com